

電子メール届出について

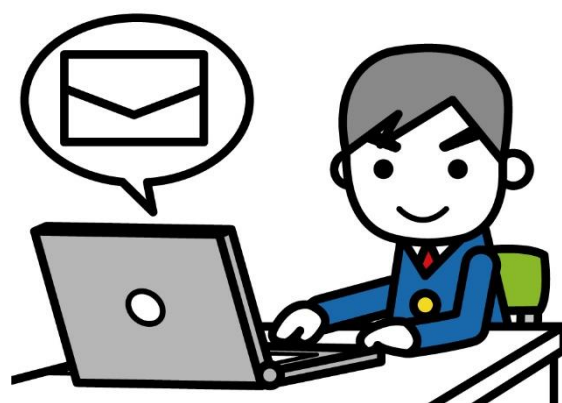
令和5年3月1日から一部の届出書類の電子メールによる受付について、行政サービスにおける住民等の利便性の向上を図るため、消防本部及び消防署へ来庁せずに必要な手続きができるようになりました。

【電子メール受付の対象となる届出】

防火・防災管理者選任（解任）届出書
消防計画作成（変更）届出書
危険物保安監督者選任・解任届出書
危険物製造所等の設置者氏名その他の変更届出書

【届出先アドレス】

石橋地区消防組合消防本部 予防課
電子メール yobou@119-ifd.or.jp
電話番号 0285-53-6166
F A X 0285-53-6174



【注意事項】

電子メール届出をされる前に下記の事項をご確認の上、送信をしてください。

- 1 電子メールの件名には**届出書の表題**を記入いただき、本文には**担当者の氏名、連絡先**を記載してください。
- 2 メールに開封確認要求の設定、もしくは送信後に予防課へご連絡をお願いします。セキュリティフィルターにより、メールが未達になる可能性があるため**必ず電話連絡にて確認をお願いいたします。**
- 3 書類を添付される場合は、ご使用サーバの添付できる最大サイズを確認した上、10MB以下の容量で送信してください。
- 4 図面等を添付する場合は、**日本産業規格のA4サイズ**で送信してください。
- 5 電子メールによる届出された場合は、原則副本を返付いたしませんので、申請書類と同じものを防火管理維持台帳に綴ってください。副本が必要な場合は、直接窓口により提出してください。
- 6 電子メールの受付は、執務時間外及び災害による緊急出動等によりメールの確認に時間を要する場合があります。
- 7 電子メールによる届出が完了すると、届出完了メールが返信されますので**届出の経過を防火管理維持台帳に記録**（返信メールを印刷して綴る若しくは台帳に記載する等）**してください。**消防職員の立入検査の際に、確認することがあります。